

発令事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、職員の人事の発令に係る文例形式その他事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(発令)

第2条 職員の人事の発令は、別記様式による辞令書の交付により行う。ただし、採用時に任用期間を発令した職員が退職する場合は、この限りでない。

2 職員の人事の発令に係る文例形式は、別表のとおりとし、発令事項の順序は、原則として次のとおりとする。

- (1) 身分に関する事項
- (2) 職に関する事項
- (3) 給料に関する事項
- (4) 勤務場所に関する事項
- (5) その他の発令事項

(発令の特例)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合の職員の人事の発令については、前条第1項の規定にかかわらず、文書による通知その他適当な方法により行うことができる。

- (1) 組織の変更等に伴い、訓により発令事項を変更する場合
- (2) 昇給又は昇格の場合
- (3) 転任、兼務、兼務解除、休職又は休業の場合で、辞令書の交付によらないことが適当と認めるとき。
- (4) 法令等により当該職を証する身分証が交付される場合又は条例等により当該職務に就くことによって当該職の身分が付与される場合
- (5) 非常勤の職に任免する場合で、辞令書の交付によらないことが適当と認めると

き。

(6) 緊急の必要により辞令書を交付することができない場合

(異動に伴う発令の解除)

第4条 兼務(別表7(3)、(4)及び(7)の項に掲げる場合を除く)又は派遣(同表8(7)の項に掲げる場合に限る)の発令が行われている職員について、昇任、降任又は転任の発令を行った場合は、当該兼務又は派遣の発令は、自動的に解かれるものとする。

(期間満了時の復職)

第5条 期間を明示して行われた発令は、当該期間の満了により失効するものとし、別に新たな発令を行わない限り、従前の職等に復帰するものとする。

(退職に伴う発令の解除)

第6条 職員が退職する際、現に発令されていた事項は退職により解かれるものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年3月31日から施行する。

別表（第2条，第4条関係）

区分		発令文例	備考
1 採用	(1) 役付職員に採用する場合	【A 任命権者】【C 身分】に任命する 【D 役職】に格付けする 【H 勤務場所】【E 職名(1)】を命ずる 【I 給料表】 ○級○号俸を給する	採用直後出向の場合は，任命のみ発令する。以下1において同じ。
	(2) (1)以外の常勤職員に採用する場合	【A 任命権者】【C 身分】に任命する 【F 職名(2)】を命ずる 【I 給料表】 ○級○号俸を給する 【H 勤務場所】勤務を命ずる	
	(3) 任期付採用を行う場合で役付職員に採用するとき。 （任期付研究員及び特定任期付職員に限る。）	【A 任命権者】【C 身分】に任命する 【D 役職】に格付けする 【H 勤務場所】【E 職名(1)】を命ずる 【I 給料表】 ○号俸を給する	期間発令を付する。
	(4) 任期付採用を行う場合で(3)以外の常勤職員又は短時間勤務職員に採用するとき。	【A 任命権者】【C 身分】に任命する	期間発令を付し，短時間勤務職員は勤務時間も付する。 任命に関する発令以外の発令文例は(1)又は(2)に準ずる。
2 昇任		【D 役職】に昇任させる 【H 勤務場所】【E 職名(1)】を命ずる	
3 降任	(1) 役付職員に降任する場合	【D 役職】に降任する 【H 勤務場所】【E 職名(1)】を命ずる	
	(2) 役付職員以外の職員に降任する場合	【D 役職】を免ずる 【F 職名(2)】を命ずる 【H 勤務場所】勤務を命ずる	
4 転任	(1) 任命権者の異なる他の機関への出向の場合	【B 任命権者（部局）】に出向を命ずる	
	(2) 任命権者の異なる他の機	「1 採用」の例による	転入前の身分を冠した氏名

	関からの転入の場合		に発令する。
	(3) 配置換（役付職員）の場合	【H 勤務場所】【E 職名(1)】を命ずる	
	(4) 配置換（役付職員以外）の場合	【H 勤務場所】勤務を命ずる	
5 組織改編	(1) 個別に発令する場合	4(3)又は(4)の例による。	
	(2) 訓による場合	△△〇年新潟市訓第〇号の規定により（【H 勤務場所】【E 職名(1)】又は【H 勤務場所】勤務）を命ずる	辞令交付は行わずに、履歴に掲載する。
6 職名変更	(1) 個別に発令する場合	【新：F 職名(2)】を命ずる	
※役付職員以外	(2) 訓による場合	△△〇年新潟市訓第〇号の規定により【新：F 職名(2)】を命ずる	辞令交付は行わずに、履歴に掲載する。
7 兼務	(1) 役付職を兼ねる場合	兼ねて【H 勤務場所】【E 職名(1)】を命ずる	
	(2) 役付職以外の職を兼ねる場合	兼ねて【H 勤務場所】勤務を命ずる	
	(3) プロジェクト・チーム員を兼ねる場合	【プロジェクト・チーム名】【G 職名（PT）】を命ずる	
	(4) 法令等に定める職を兼ねる場合	【法令職等名称】を命ずる	
	(5) 一つの職を事務取扱させる場合	【H 勤務場所】【E 職名(1)】事務取扱を命ずる	
	(6) 複数の職を事務取扱させる場合	兼ねて【H 勤務場所】【E 職名(1)】事務取扱を命ずる	二つ目以降の職に使用する。一つ目の職は、(5)による。
	(7) 任命権者の異なる他の機関の職を兼ねる場合	【A 任命権者】【C 身分】に併任する	併任と併せて職を命ずる場合は、1の例による。
	(8) 附属機関の委員等を兼ねる場合	【附属機関等名称】委員を命ずる	期間発令を付する。ただし、充て職等により任期がない場合は、期間発令を要しない。
(兼務解除)	(9) 役付職の兼務を解く場合	【H 勤務場所】【E 職名(1)】兼務を免ずる	期間発令があるものの期間

			が満了した場合は、解除発令を要しない。 複数の兼務等を解除する場合は、後から発令したものから順に解除する。 以下 7 において同じ。
	(10) 役付職以外の職の兼務を解く場合	【H 勤務場所】兼務を免ずる	
	(11) プロジェクト・チーム員を解く場合	【プロジェクト・チーム名】【G 職名（PT）】を免ずる	
	(12) 法令等に定める職を解く場合	【法令職等名称】を免ずる	
	(13) 事務取扱を解く場合	【H 勤務場所】【E 職名(1)】（「事務取扱」又は「事務取扱兼務」）を免ずる	
	(14) 任命権者の異なる他の機関の職の兼務を解く場合	【A 任命権者】【C 身分】の併任を解く	併任解除時は職の解除発令を要しない。
	(15) 附属機関の委員等を解く場合	【附属機関等名称】委員を免ずる	
8 派遣	(1) 公益的法人等への派遣等に関する条例により派遣する場合	新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により〇〇に派遣を命ずる	一般の異動転出と同様に扱い、期間発令を要しない。 派遣に伴い調整額を支給する場合は、期間の前に調整額支給の発令文を入れる。 以下 8 において同じ。
	(2) 他団体に派遣する場合	〇〇に派遣を命ずる	期間発令を付する。 ① 地方自治法による派遣 ② 県市町村派遣規則による派遣 ③ 研修生とし

			て国派遣 ④一部事務組合等への派遣
	(3) 民間企業に研修のため派遣する場合	民間企業派遣研修のため〇〇に派遣を命ずる	期間発令を付する。
	(4) 大学院等研修による場合	〇〇への研修派遣を命ずる	期間発令を付する。
	(5) (1)から(4)までの派遣から職務復帰させる場合	〇〇への派遣を解く	派遣解除とともに新勤務場所等を発令する場合は、新勤務場所の発令日と同一日付けで発令する。
	(6) 公益的法人等の職を兼ねる場合	〇〇業務のため新潟市職員の職務に専念する義務の一部を免除する	〇〇は外部団体名を入れる。 単純な外部団体の事務局職員兼務等については発令せずに、原課からの内申に基づき職務専念義務の免除を承認することにより対応する。
	(7) 公益的法人等の職の兼務を解く場合	〇〇業務のための新潟市職員の職務に専念する義務の一部免除を解く	
9 給料	(1) 昇格降格	〇級〇号俸を給する	
	(2) 昇給降給	〇級〇号俸を給する	
	(3) 給料表を異にする職に転任する場合	【I 給料表】 〇級〇号俸を給する	
	(4) 調整額を支給する場合	調整数〇の俸給の調整額を給する (又は) 俸給の調整額〇〇円を給する	
	(5) 調整額を不支給とする場合	調整額は支給しない	
10 懲戒	(1) 戒告	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号並びに新潟市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第2条の規定により懲戒処分として戒告する	号は、事由ごとに異なる。 以下10において同じ。
	(2) 減給	地方公務員法第29条第1項第1号	

		第2号及び第3号並びに新潟市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第2条及び第3条の規定により懲戒処分として俸給月額の○分の○を○箇月間減給する	
	(3) 停職	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに新潟市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第2条及び第4条の規定により懲戒処分として○箇月間停職する	
	(4) 免職	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに新潟市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第2条の規定に基づき懲戒処分として免職する	
11 休職	(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合	地方公務員法第28条第2項第1号及び新潟市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例第3条第1項の規定により分限処分として休職を命ずる 給与は新潟市給与条例第28条第3項の規定に基づき支給する	期間発令を付し、発令は、給与に係る発令の前に行う。給与に係る発令は、必要時のみ付する。
	(2) 刑事事件による場合	地方公務員法第28条第2項第2号及び新潟市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例第3条第3項の規定により分限処分として休職する 休職の期間中は給与を支給しない (又は) 新潟市給与条例第28条第4項の規定に基づき100分の○を支給する	期間発令を付さない。
	(3) 専従休職の場合	在籍専従を許可する	期間発令を付する。
	(4) 復職する場合	復職を命ずる	休職期間の満了に伴い復職する場合を除く。
12 休業	(1) 育児休業法に基づく育児休業を承認する場合	地方公務員の育児休業に関する法律第2条第1項の規定に基づき△△○年○月○日から△△○年○月○日まで育児休業を承認する 給与は同法第4条第2項の規定により支給しない	延長の場合も同内容とする。
	(2) (1)の終了事由に該当する場合	職務復帰を命ずる	承認期間の満了に伴い復職する場合を除く。
13 退職	(1) 依願退職の場合	願により本職を免ずる	勸奨退職を含む。
	(2) 退職後引き続いて他の地	願により本職を免ずる 新潟市職員退職手当支給条例第19	

	方公務員等となる場合で、退職手当を支給しないとき。	条の規定により退職手当は支給しない	
	(3) 一般的な定年退職の場合	定年により退職	
	(4) 定年延長する場合	△△〇年〇月〇日まで勤務延長する	
	(5) 定年延長後の退職	地方公務員法第28条の3の規定による期限の到来により退職	
14 失職		地方公務員法第16条第〇号該当により失職	
15 期間の発令	(1) 他の発令と併せて発令する場合	【J 期間事由】期間は△△〇年〇月〇日までとする	
	(2) 期間発令に併せて勤務時間を発令する場合	勤務時間は週〇時間とし 【J 期間事由】期間は△△〇年〇月〇日までとする	
	(3) 期間を延長する場合	【J 期間事由】期間を△△〇年〇月〇日まで延長（更新）する	
16 再任用	(1) 役付職員に再任用する場合	【A 任命権者】【C 身分】に再任用する 【D 役職】に格付けする 【H 勤務場所】【E 職名(1)】を命ずる 【I 給料表】 〇級を給する	期間発令を付し、短時間勤務の場合は勤務時間も付する。以下(2)において同じ
	(2) (1)以外の職員に再任用する場合	【A 任命権者】【C 身分】に再任用する 【F 職名(2)】を命ずる 【I 給料表】 〇級を給する 【H 勤務場所】勤務を命ずる	
17 臨時	(1) 臨時職員として採用する場合	△△〇年〇月〇日まで臨時職員として任用する 【F 職名(2)】を命ずる 【I 給料表】 〇級〇号俸に相当する額を給する 【H 勤務場所】勤務を命ずる	
	(2) 正式採用する場合	1の例による。	
18 会計年度任用職員	(1) 会計年度任用職員として採用する場合		勤務条件通知書兼任用通知書により通知する。
	(2) 任用期間を更新する場合	任用期間を△△〇年〇月〇日まで更新する	
	(3) 依願退職の	願により本職を免ずる	

	場合		
	(4) 退職後引き続いて他の地方公務員等となる場合で、退職手当を支給しないとき。	(願により本職を免ずる) 新潟市職員退職手当支給条例第19条の規定により退職手当は支給しない	
19 准職員	(1) 採用	【A 任命権者】【C 身分】を命ずる 【F 職名(2)】を命ずる 【I 給料表】 ○号俸を給する 【H 勤務場所】勤務を命ずる	期間発令を付する。
	(2) 期間延長	任用期間を△△○年○月○日まで更新する	
	(3) 依願退職の場合	願により本職を免ずる	
	(4) 任用期間満了により退職の場合	任用期間満了により退職	
20 非常勤職員（委嘱によらないもの）	(1) 採用	【A 任命権者】非常勤嘱託を命ずる 【業務内容】業務を命ずる 報酬月額○○円を給する 【H 勤務場所】勤務を命ずる 任用期間は△△○年○月○日までとする	【業務内容】は必要に応じて発令する。
	(2) 転任	【H 勤務場所】勤務を命ずる	
	(3) 期間更新	任用期間を△△○年○月○日まで更新する	
	(4) 報酬改定	報酬月額○○円を給する	
	(5) 依願退職の場合	願により本職を免ずる	
21 非常勤職員（委嘱によるもの）	(1) 委嘱	【非常勤職種】に委嘱します 又は 【嘱託業務】を嘱託します	
	(2) 解嘱	【非常勤職種】を解嘱します 又は 【嘱託業務】嘱託を解嘱します	
22 附属機関等委員（職員以外の者）	(1) 委嘱	【附属機関等名称】委員に委嘱します 委嘱期間は△△○年○月○日までとします	任期がない場合は、期間発令を行わない。
	(2) 委嘱 議員等をもって充てる場合で当該職の在職期間が委員任期よりも早く満了するとき。	【附属機関等名称】委員に委嘱します 委嘱期間は○○の在職期間とします	
	(3) 解嘱	【附属機関等名称】委員を解嘱しま	退職事由に関

		す	わらず，同一 文例による。
--	--	---	------------------

付表

区分	用語	備考
A 任命権者	新潟市 新潟市議会 新潟市選挙管理委員会 新潟市監査委員 新潟市人事委員会 新潟市農業委員会 新潟市教育委員会 新潟市水道局 新潟市病院	
B 任命権者 (部局)	市長事務部局，消防局 議会事務局 選挙管理委員会 監査委員事務局 人事委員会 農業委員会 教育委員会 水道局 市民病院	
C 身分	職員 筆生 技生 業手 非常勤嘱託 ※他の任命権者の職員に対して発令 を行う場合の身分 新潟市【身分】 議会【身分】 選挙管理委員会【身分】 監査委員【身分】 人事委員会【身分】 農業委員会【身分】 教育委員会【身分】 水道局【身分】 病院【身分】	筆生，技生及び業手は，准職員の身分として使用する。 消防吏員は，階級を身分として発令する。
D 役職	新潟市職員任用規則の別表に定める役職	
E 職名(1)	新潟市行政組織規則等に定める職制上の職	
F 職名(2)	新潟市職員の職名等に関する規則又は新潟市准職員規則に定める職名	
G 職名(P T)	総括者 副総括者 チーム員	
H 勤務場所	新潟市行政組織規則等に定める内部部局及び機関	

I 給料表	一般俸給表 福祉職俸給表 医療職俸給表（一）～（三） 消防職俸給表 教育職俸給表（一）～（二） 技能労務職俸給表 特定任期付職員俸給表	
J 期間事由	任用 任命 兼務 派遣 休職 専従許可 育児休業承認 再任用	「任用」及び「任命」は、根拠法令等に準ずる。

